

☆学校感染症・出席停止期間一覧☆

表のような疾病は学校保健安全法（学校保健安全法施行規則第 18 条）により学校感染症に指定・分類されています。学校における感染拡大防止のため『出席停止期間』が定められています。

※出席停止～登校までの流れ

- ①医療機関を受診し、医師の診断を受ける
 - ②Classi へ入力（学校感染症にチェックし、疾病名を入力してください）
 - ③ゆっくり休養と治療するまでの治療をする。（出席停止期間を守る）
 - ④『**学校感染症に係わる出席停止期間の申請**』を担任へ提出する
- ☆用紙は学校の HP からダウンロードできます ※届けを出さなければ、出席停止にはなりません

学校感染症（学校保健安全法施行規則より）

2025 年 4 月現在

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘瘡 南米出血熱・ペスト・マールブルグ熱 ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス) 鳥インフルエンザ(H5N1型) 指定感染症 新感染症	治癒するまで
	新型コロナウイルス感染症: COVID-19	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること
第 2 種	インフルエンザ (鳥及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化(カサブタ)になるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医または医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	同上
	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
第 3 種の感染症	状況によっては出校停止の措置が必要と考えられる感染症	
	溶連菌感染症	適正な抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型: 肝機能正常化後登校可能 B型・C型: 出席停止不要
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
	ヘルパンギーナ	同上
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹(りんご病)のみで全身症状が良ければ登校可能
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身症状が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身症状が改善されれば登校可能
	アタマジラミ	出席可能(タオル、くし、ブラシ等の共有は避ける)
	伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発湿疹者はプールでのビート板の共有は避ける)
	伝染性膿化痂(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)

・ワクチン接種(インフルエンザ、子宮頸がん、コロナのいずれか)を受ける際に授業を欠席する場合は「生徒公欠願」を提出してください。